

資源ごみ集団回収活動助成制度について 第2回目の申請受付中

資源ごみのリサイクルを推進し、ごみの減量化を図るため、町内会や子ども会等の住民団体または法人格を持つ非営利団体が自発的に実施している資源ごみ集団回収活動に対する助成制度です。

【助成対象】

昨年10月～今年3月までの間に集団回収した資源ごみ（空き瓶、空き缶、古紙、紙パック等）で、古物商等へ売却したもの。

【助成金額】

売却した資源ごみの重量1kg当たり3円

【申請方法】

売却した際の伝票の原本または写しを添付した申請書を提出していただきます。

法人格を持つ非営利団体については「資源ごみ回収活動計画書」を提出してください。

※すでに提出済みの方は必要ありません。

【申請期限】4月8日(金)

【問い合わせ先】

・環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020

・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111



マイクロチップを装着している犬猫の登録について

動物愛護法の改正により、6月1日以降に犬や猫に装着されたマイクロチップは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」という環境省のデータベースに登録されることとなります。

すでに登録している犬や猫は、5月31日までは公益社団法人日本獣医師会の「移行登録受付サイト」から、環境省のデータベースに無料で登録することができます。

詳しくは、下記QRコードよりアクセスください。



【問い合わせ先】

環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020

子ども医療費受給者証の更新のお知らせ

子ども医療費受給者証は、7月31日が有効期間となっていますが、下記に該当するお子さんについては3月31日までとなっているため、4月1日からお使いいただける受給者証を3月下旬に郵送します（高校を卒業する方は3月31日で期間満了により助成終了となります）。

また、中学校を卒業するお子さんについては、高校に進学することが医療費助成の対象条件となるため、継続の手続きが必要です。手続き方法については3月下旬に個別に案内文書を郵送します。
なお、今回手続きが必要な方は中学校を卒業する方となります。

りますが、現在高校に在学中の方でも、医療費助成の対象外となる場合があります。資格喪失の手続きが必要となりますので、下記まで問い合わせください。

※助成対象になると思われる方で受給者証が届いていない等がありましたら、お手数ですが下記まで問い合わせください。

【子ども医療費受給者証 送付対象者】

・平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれのお子さん
・平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれのお子さん

※重度心身障がい者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちのお子さんは有効期間が7月31日までのため、3月中の受給者証の送付はありません。

【更新手続き案内】

送付対象者

平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さん

【医療助成の対象外となる場合】

- ①高等学校等を退学した方
- ②婚姻した方
- ③お子さん自らが医療保険各法の被保険者、組合員または世帯主となった方

【申請先】

・住民生活課国民健康保険係
・熊石総合支所住民サービス課
・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

